

平成 28 年 3 月 10 日

平成 27 年純粋持株会社実態調査をとりまとめました

経済産業省では、純粋持株会社の実態を明らかにするため、「純粋持株会社実態調査」として第3回調査を実施し、平成27年調査結果(26年度実績)をまとめましたので公表します。

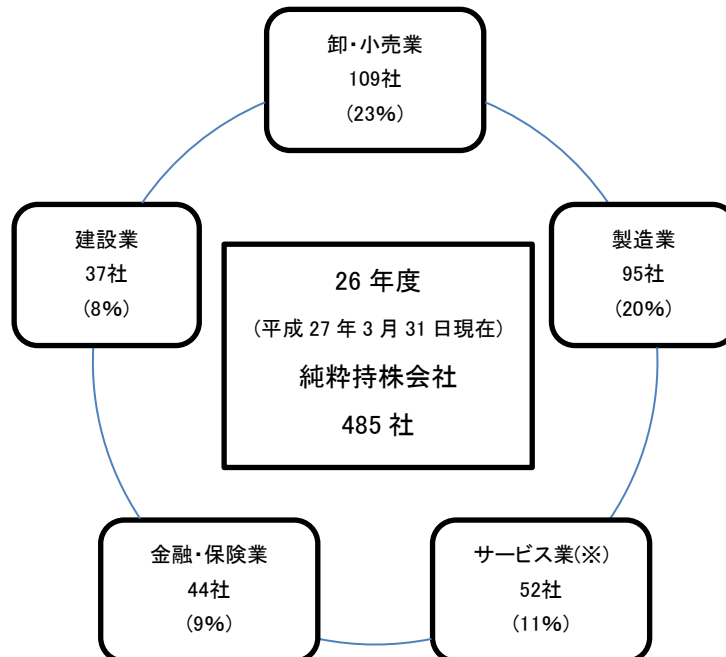
(※)純粋持株会社とは、他の会社の株式を所有することにより、当該会社の活動を支配することを主たる事業とする企業をいいます。

1. 結果概要

純粋持株会社は 485 社(前年度比 7.3%増)、売上高又は営業収益は 3 兆 2,369 億円(同 5.2%増)、常時従業者数は 25,695 人(同 3.9%増)となりました。

2. 純粋持株会社のグループ企業の業種

純粋持株会社をグループ全体としてみた場合の事業内容は、卸売業・小売業 109 社(23%)と一番多く、次いで製造業(20%)、サービス業(11%)、金融業・保険業(9%)、建設業(8%)の順となっており、これらの上位 5 業種で、70%を占めます。

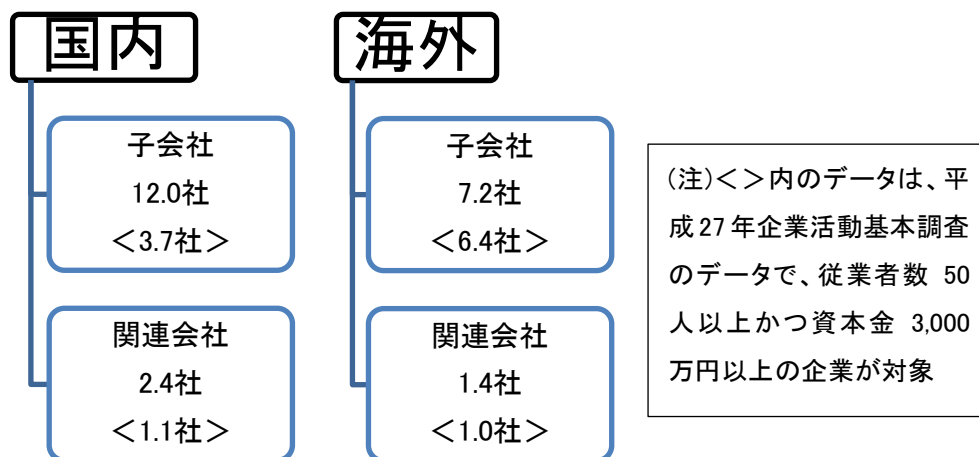


※サービス業は、日本標準産業分類の「大分類 R サービス業(他に分類されないもの)」であり、主な業種は、労働者派遣業、機械等修理業などが該当する。

3. 純粋持株会社の子会社・関連会社の保有状況

純粋持株会社の1企業あたりの子会社の保有状況は、国内12.0社、海外7.2社、関連会社の保有状況は、国内2.4社、海外1.4社となっている。

子会社・関連会社の保有は、資本金規模が大きいほど多くなる傾向がある。(調査結果の概要: 図表 2-1-(2) 参照)



4. 純粋持株会社の売上高又は営業収益の状況

純粋持株会社の売上高又は営業収益について、継続企業(前年・当年の両方に回答のあった企業)でみると、3兆5,064億円、13.8%増となった。

資本金規模	継続企業数(社)	売上高又は営業収益(百万円)		
		前年度	当年度	前年度比(%)
合計	361	3,080,645	3,506,413	13.8
3千万円未満	50	11,565	15,111	30.7
3千万円以上 - 5千万円未満	13	3,107	3,573	15.0
5千万円以上 - 1億円未満	37	13,856	19,113	37.9
1億円以上 - 3億円未満	40	28,171	48,449	72.0
3億円以上 - 5億円未満	18	12,120	13,172	8.7
5億円以上 - 10億円未満	25	35,091	36,325	3.5
10億円以上 - 50億円未満	71	128,116	123,860	▲ 3.3
50億円以上 - 100億円未満	21	74,734	84,021	12.4
100億円以上 - 1000億円未満	66	1,455,556	1,268,924	▲ 12.8
1000億円以上	20	1,318,329	1,893,865	43.7

なお、これらの結果は調査統計HP(調査の結果)でも公開しています。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/mochikabu/result-2/h27chousa.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房調査統計グループ 企業統計室長 澤野

担当者: 熊倉

電話: 03-3501-1511(内線 2904)

03-3501-1831(直通)

03-3580-6320(FAX)

純粋持株会社実態調査の概要

(1)実施の背景

純粋持株会社については、傘下には多数の企業が連なっていることから、その動向が経済活動に多大な影響を及ぼすことが推測されるものの、既存の政府統計だけでは実態は必ずしも明らかになっておりませんでした。このため、統計法により平成 21 年 3 月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、純粋持株会社の実態を明らかにするための調査を行う旨が明記されております。

これを受けて経済産業省では平成 25 年度に、初めて純粋持株会社の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする「純粋持株会社実態調査」を実施しております。

(2)目的

我が国の純粋持株会社活動の実態を明らかにし、純粋持株会社に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(3)根拠法規

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査として実施

(4)調査期日

平成 27 年 3 月 31 日(現在)

(5)主な調査事項

- ①純粋持株会社の構造と活動の状況
- ②子会社、関連会社の状況
- ③純粋持株会社と子会社、関連会社の関係
- ④純粋持株会社の形態

(6)調査対象企業数

1,006社(回収企業数:669社、回収率:66.5%)

注1)「純粋持株会社」とは、他の会社の株式を所有することにより、当該会社の活動を支配することを主たる事業とする企業をいいます。

注2)「関係会社」とは、純粋持株会社の子会社及び関連会社をいいます。

注3)「子会社」とは、純粋持株会社が 50%超の議決権を所有する会社をいいます。

注4)「関連会社」とは、純粋持株会社が 20%~50%以下の議決権を所有する会社をいいます。また、15%以上議決権を所有していること等により重要な影響を与えることのできる会社を含みます。